

「インターKX法人税」平成16年度追加改正対応版 概要(Ver.H16.2)

「インターKX法人税 Ver.H16.2」での対応内容をご案内します。

1.バージョンアップの対象

データ移行対象バージョン・・・Ver.16.1*以降

上記のバージョンからデータ移行が可能です。

プログラムには、KXからのコンバータプログラム(Ver.16.20)も含まれます。

2.法改正の対応内容

特別償却の改正概要

特別償却のシステム改正内容は、次のとおりです。

特別償却の付表(一) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の適用期限の延長

特別償却の付表(二) 中小企業等投資促進税制の適用期限の延長

特別償却の付表(三) 中小企業等基盤強化税制の対象設備の見直し

(旧)特別償却の付表(二十) 削除 (新)特別償却の付表(二十)は(旧)特別償却の付表(二十一)

その他法人税別表様式の変更内容

システムで印刷しているフォーム(官報記載フォーム)を、実際に配布された用紙にあわせて修正します。

3.機能アップ内容

法人税追加帳表

「付表(同族会社)」・・・中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書

同族会社の特別税率の不適用について自動判定は行いません。従来と同様、法人基本情報変更画面(2/3頁目)の「別表三(一)同族会社の留保金課税」で「課税する/課税しない」を選択してください。

付表(同族会社)の追加の伴い、既に対応済の付表の表示を「付表(土地譲渡)」に変更します。

地方税追加帳表

外形標準課税制度の創設に伴い追加された8帳表のうち、次の5帳表に対応します。

「第六号様式別表五の二」・・・付加価値額及び資本等の金額の計算書

「第六号様式別表五の三」・・・報酬給与額に関する明細書

「第六号様式別表五の三の二」・・・労働者派遣に関する明細書

「第六号様式別表五の四」・・・純支払利子に関する明細書

「第六号様式別表五の五」・・・純支払賃借料に関する明細書

次の3帳表については、今回のVer.H16.20では対応しません。

「第六号様式別表五の二の二」・・・付加価値額に関する計算書

「第六号様式別表五の二の三」・・・資本等の金額に関する計算書

「第六号様式別表五の二の四」・・・特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書

入力可能文字数の増加

別表五(二)「その他」税目・・・全角10文字(従来:全角5文字)

別表十一(一の二)「一括評価金銭債権の勘定科目」・・・全角6文字×二段(従来:全角6文字×一段)

別表十四(一)「寄附先」等・・・全角10文字×二段(従来:全角10文字×一段)

別表十四(一)「寄附金の使途」等・・・全角12文字×二段(従来:全角12文字×一段)

4.その他の変更内容

計算方法の変更

・別表十六(七) 項目(26)の計算を、(26)明細の合計から、(24)計+(25)計に変更します。

・第六号様式 項目(18)の計算を東京都特別区に事業所がある場合、第六号様式別表四の三の税率 ~ の合計値を転記することで、月数が12ヵ月未満の計算に対応します。

一括印刷 一覧表の全部数セットの追加

一括印刷の「全部数セット」画面に、法人税、地方税とは別に「一覧表」を追加します。

フォーム印刷の変更

フォーム印刷のタブを変更し、次のように帳表を配置します。

「法人税」タブ・・・法人税別表と特別償却の付表

「地方税」タブ・・・地方税様式と予定申告の帳表

「その他・次葉等」タブ・・・納税一覧表等の管理帳表、法人税の次葉、地方税の次葉

地方税共通情報の変更

- ・項目(15)(16)を自動計算項目へ変更…第六号様式別表五の二の追加に伴い、入力項目から自動計算項目に変更します。上書き可能です。
- ・項目(18)「特定内国法人」の追加(および以降の項目番号変更)
第六号様式別表五の二の計算で使用します。

納付書連続用紙への印刷対応

地方財務協会において、「道府県民税・事業税納付書」の平成16年度の新様式が作成されないことが明らかになりました。そのため、「新様式」の場合でも旧様式の連続用紙に印刷できるように変更します。

外形標準課税対象法人の場合は、旧様式の納付書で道府県民税・事業税が納付可能かどうか、納付先機関に確認してください。また、旧様式で納付する場合は、道府県民税・事業税納付書の入力画面で訂正入力が必要です。

第十号様式(東京都様式)の新様式への対応

新様式の東京都様式の第十号様式に対応します。

申告書専用フォントの追加

地方税の東京都の新様式にあわせて申告書専用フォントを2つ追加します。

5. プログラム容量

およそ サーバ：10MB以上 / クライアント：58MB以上

6. 法人税コンバータ(Ver.H16.20)の対応内容

「法人税V2+ 平成16年度」(Ver.L1)から「インターKX 法人税 平成16年度」(Ver.H16.20)へのデータコンバートに対応しました。

データ移行できるバージョン

| 法人税V2+ | 法人税コンバータ | インターKX法人税 |
|-------------|--------------|--------------|
| K2 / K3版データ | → Ver.H15.21 | → Ver.H15.20 |
| L1版データ | → Ver.H16.20 | → Ver.H16.20 |

法人税V2+の年度ごとに退避した「システムファイル」と組み合わせて、コンバートを実行してください。

変更内容

事業年度が平成16年4月1日以後開始の場合は、法人基本情報(2/3)画面の「六号、七号、十号様式等 様式選択」は、新様式に設定されます。

別表四で、別表十六から転記される次の項目を、法人税V2+と同様に上書項目に変更します。

加算項目

(7)「減価償却の償却超過額」 / 「繰延資産の償却超過額」 / 「一括償却資産損金算入超過額」

減算項目

(12)「減価償却超過額の当期認容額」 / 「繰延資産償却超過額の当期認容額」
「一括償却資産当期認容額」

コンバート時のご注意

期末年月日が「平成17年2月29日」となっている法人税V2+のデータは、インターKX 法人税にはコンバートできません。ログ表示に「期首期末年月日が不正です。」と表示されます。

法人税V2+で「事業年度(至):平成17年2月28日」に変更してから、再度コンバートを行ってください。

(サポート処理の「14.法人データの変更」と 「11.法人情報設定」画面)

7. Ver.H16.20の電子申告対応について

2004年10月18日より、e-Taxシステムで受付可能な16年度様式が追加されました。この内容に応じてインターKX 法人税 Ver.H16.20 の電子申告更新用プログラムをリリースします。

インターKX 法人税 Ver.H16.20で電子申告を行う場合は、必ず Ver.H16.20の電子申告更新用プログラムが必要です。また、インターKX 電子申告は Ver.2.01が必要になります。